

令和7年度 第2回 実習指導者認定講習

実施要項

《趣旨及び目的》

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、令和6年9月27日一部改正(こ成基第182号)）において定められている「保育実習実施基準」の「第3 実習施設の選定等」において、「3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させ、当該実習指導者は、他の教員と連携して実習指導を一体的に行うこと。また、実習施設においては、主任保育士又はこれに準ずる者を実習指導者と定めること。」とされ、また「4 保育実習の実施に当たっては、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の主たる実習指導者のみに対応を委ねることのないよう、指定保育士養成施設の主たる実習指導者は、他の教員・実習施設の主たる実習指導者等とも緊密に連携し、また、実習施設の主たる実習指導者は、当該実習施設内の他の保育士等とも緊密に連携すること。」とされています。さらに実習指導者が実習施設への訪問指導を行うことや指導内容を記録することが求められています。

養成校と実習施設において、また、養成校と実習施設とが連携・協働して実習指導を行うためには、「保育所保育指針」（厚生労働省、平成29年）に基づき、養成校と実習施設で実施される保育実習に対する共通理解をもつことが重要です。かつ、多様な背景をもつ実習指導者が各々の専門性を発揮した実習指導が行われることで、より、効果的な実習指導がなされることが期待されます。そのためには、実習生及び実習指導者に過度の負担を強いることなく、効果的で効率的な実習指導のあり方を学び、それらを養成校と実習施設が共有し、実習指導の改善を協働的に図っていくことが有益です。

本講習は、実習指導の質向上を図るために、実習指導者として習得しておく必要のある基礎知識と基本的な指導方法について、養成校と実習施設の実習指導者が共に学び、問題解決に向けて討議することを通じて、実習指導者が一定の専門性を備えた上で実習指導を行うことにより、養成校及び実習施設における保育実習指導の質の維持・向上を図ることを目的とします。

1 主 催 一般社団法人全国保育士養成協議会

2 後 援 こども家庭庁

公益社団法人 全国私立保育連盟

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育士会

社会福祉法人 日本保育協会

3 日 程 【1日目】令和7年3月12日（木）10時00分～17時00分

【2日目】令和7年3月13日（金） 9時30分～16時30分（2日間）

4 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ○会員校において中心的に実習指導に携わる教員（専任・非常勤を問わない） ○実習施設（保育所、その他の児童福祉施設等「保育実習」の対象施設）において実習指導に中心的に携わる保育士（常勤） <p>※ 1会員校及び1施設につき1名の参加を原則とする。</p> <p>※ 申込受付後の受講者の変更は不可。</p>			
5 定 員	100名（1会員校、1施設につき1名）			
6 会 場	帝京平成大学 中野キャンパス（東京都中野区中野4-21-2）（対面型講習）			
7 テキスト	受講申込者に事前にデータで配付します。			
8 受 講 料	12,000円（税抜 10,910円 消費税 10% 1,090円）			
9 有効期限	10年（講習を修了した年度の翌年度の4月1日から満10年の3月31日まで）			
10 講習プログラム				
【第1日目】				
方法・時間	研修科目	内容	目標	講師
9:30-10:00	受 付			
10:00-10:05	ガイダンス			
10:05-10:15	挨 捶			こども家庭庁 (依頼中)
講義 I 10:20-11:40 80分	保育実習 指導概論	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士資格とは ○保育所保育指針 ○保育実習実施基準 ○保育士養成倫理綱領 ○実習生への合理的配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ①実習指導者として、保育士資格の専門性について理解する。 ②保育所保育指針に基づいて、保育実習I（保育所・施設）から保育実習II・IIIの学びの流れを理解する。 	矢藤誠慈郎 (和洋女子大学)
11:40-12:40	昼休憩			
講義 II 12:40-14:00 80分	保育実習 指導の基 本	<ul style="list-style-type: none"> ○学びの主体である実習生の理解 ○事前事後指導 ○保育実習I（保育所・施設）と他の教科目との関連 ○保育実習II・IIIと他の教科目との関連 	<ul style="list-style-type: none"> ①実習生理解に基づく指導を行う。 ②子ども理解に基づく指導/支援を促す。 ③保育実習と他の教科との学修内容との関連を理解し、実習指導を行う。 	小櫃智子 (東京家政大学)
講義 III 14:10-15:30 80分	保育実習 指導の方 法と評価	<ul style="list-style-type: none"> ○生活と遊びを通した発達の援助/支援 ○実習記録と指導/支援計画に関する指導 ○評価とは ○効果的・効率的な実習指導の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ①生活と遊びを通した発達の援助・支援等に関する理解を促す。 ②生活と遊びを通した指導等の実践を促す。 ③①②を踏まえた実習日誌及び指導計画等の作成に関する指導を行う。 ④事前事後指導・訪問指導を通して、実習生の学びを確認し、自身の課題に取り組む援助を行う。 ⑤実習指導の評価について理解し、適切な評価を行う。 ⑥ICTを活用し、効果的かつ効率的な実習指導を行う。 	三浦主博 (仙台白百合女子大学)

演習 I 15:40-17:00 80 分	保育実習指導の現状と課題(討議)	[テーマ 1] 効果的で効率的に実習指導を進めるための実習指導体制のあり方に関する課題抽出 [テーマ 2] 効果的で効率的な実習記録・指導/支援計画作成のあり方に関する課題抽出 [テーマ 3] 保育の魅力を感じられる実習になるための実習指導のあり方に関する課題抽出	① 実習受け入れ機関／養成校が、実習の意義を受け止め、実習指導体制を組織的に作り上げるための課題を見出す。 ② 実習生の自己覚知を支え、実習生が実習記録・指導／支援計画を自ら改善できるようになる訪問指導・事前事後指導について、省察する。	高橋貴志 (白百合女子大学) 丸山純 (全国私立保育連盟)
-----------------------------	------------------	--	---	--

【第 2 日 目】

方法・時間	研修科目	内容	目標	講師
講義IV 9:30-10:30 60 分	保育実習マネジメント	○実習要項の共有 ○実習生への合理的配慮 ○個人情報の保護 ○実習に伴うリスクと予防	① 実習目標の達成のために行う指導過程において、効果的かつ効率的に実習を進めるための管理・調整・事務手続きなどを行う。 ② 実習に伴うリスクについて理解する。	小原敏郎 (共立女子大学) 齊藤多江子 (日本体育大学)
講義V 10:40-12:00 80 分	保育実習指導の計画の策定	○実習の達成目標の設定 ○実習内容 ○実習方法 ○指導上の留意点	① 保育実習実施基準に基づき、実習指導の計画を作成する。 ② 実習生理解に基づき、実習指導の計画を作成する。	松島京 (相愛大学) 星早織 (和泉短期大学) 遠藤純子 (昭和女子大学)
12:00-13:00	昼休憩			
講義VI 13:00-14:20 80 分	保育実習指導における連携・協働の方法	○ 実習施設内/養成校内における連携・協働 ○ 保育実習指導の PDCA サイクル ○ 訪問指導 ○ 実習を通した職業能力育成	① 実習生が自身の保育について省察することを促す。 ② 実習指導の評価を踏まえて、実習指導方法を改善する。 ③ 実習後にも継続して保育者として成長したいと思う職業能力育成を行う。	石井章仁 (大妻女子大学) 鳶田弘子 (名古屋短期大学)
演習 II 14:30-15:20 15:30-16:20 100 分	保育実習指導における課題解決：実習施設と養成校との連携・協働(討議)	[テーマ 1] 効果的で効率的に実習指導を進めるための実習指導体制のあり方に関する提案 [テーマ 2] 効果的で効率的な実習記録・指導/支援計画作成のあり方に関する提案 [テーマ 3] 保育の魅力を感じられる実習になるための実習指導のあり方に関する提案	① 実習受け入れ機関／養成校が、実習の意義を受け止め、実習指導体制を組織的に作り上げる。 ② 実習生の自己覚知を支え、実習生が実習記録・指導／支援計画を自ら改善できるようになる訪問指導・事前事後指導を行う。	高橋貴志 (白百合女子大学) 丸山純 (全国私立保育連盟)
16:20-16:30	閉会			小川清美 (東京都市大学)

11 認定と登録

すべての講習科目的受講を修了された方には、本会が認定した証として「実習指導者認定証」を発行し、認定実習指導者として本会に登録します。

ただし、遅刻、途中離席、早退等の合計が 15 分以上と認められた場合、原則として修了は認定されません。その場合受講料は返金いたしません。連続した 2 日間の受講をもって認定することとし、1 日分のみ分割して認定することはできません。認定証については、受講状況を確認後、2か月程度にて送付します。

認定状況の管理のため認定後、所属の変更が発生した場合は速やかに事務局へご連絡ください。なお、認定証は申込時の所属名にて発行し所属名の変更は出来ません。

12 認定を受けた者の役割及び責務

認定講習を修了した認定実習指導者は、保育実習実施基準に示された事項を踏まえて、実習指導の質の維持・向上に努めてください。

13 認定講習について養成校及び実習施設が配慮すべき事項

保育実習実施基準の趣旨を踏まえて、養成校及び実習施設は、実習指導者がこの認定講習を受講することができるよう努めることとし、また、当該教員・保育士の転出等により認定実習指導者が欠けた場合は速やかにこれを補うよう努めてください。

なお、本会が毎年実施している「指定保育士養成施設実態調査」において、各会員校の認定証保有教員の有無及び人数を調査し、その結果を公表します。

14 申込受付期間

令和8年1月20日（火）午前10時～令和8年2月3日（火）午後1時

定員になり次第締め切ります。

- ※ 講習当日のお申込みを含め、申込受付期間外の受付は行っておりませんので、期間内にお申込みください。
- ※ 1月20日（火）の受付開始時間より前にお申込みいただいた場合は、同日中の「最後のお申込み」として取り扱います。

15 申込方法

① 本会ホームページに掲載している参加申込書をダウンロードしてください。

<https://www.hoyokyo.or.jp/nursing/training/index.html>

② **kenkyusho@hoyokyo.or.jp** にメール添付でお申込みください。

- メールの件名は「実習指導者認定講習参加申込」としてください。
- 申込書は必ず Excel ファイルのままお送りください。（PDF データへの変換不可）
- 上記以外のアドレスへメールを送信された場合、期間内にメールを送信していただいても申込を受付できません。
- 「14 申込受付期間」を参照し該当の申込受付期間にお申込みください。受付期間前に受信した申込は受付できません。

③ 受付完了のメールをご確認ください。

申込書受け取り後、ご登録いただいたメールアドレスに「受付完了と参加費お振込みの案内」メールを送信いたします。(メールがお手元に届いてから、参加費をお振込みください。)

お申し込みメール送信後、5日間経過をしても返信メールが届かない場合は、速やかに事業調査課までお問い合わせください。

④ 参加費をお振込みください。

振込期日 令和8年2月20日（金）

受付完了のメールに記載している振込先に参加費をご入金ください。

⑤ 受講案内・テキスト等の送付

受講案内・テキスト、資料等は概ね講習1週間前までにご登録いただいたメール宛にお送りいたします。

受付方法などのご案内を同封しますので必ず事前にお読みください。

テキスト、資料等は必要に応じて印刷するなどしてご持参ください。

※ 令和6年度まで使用した『保育実習指導のミニマムスタンダード Ver2「協働」する保育士養成』（中央法規出版株式会社発行）は使用しません。

16 申込後のキャンセルについて

令和8年2月12日（木）までにご連絡をいただいた場合には、振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。なお、令和8年2月13日（金）以降のキャンセルにつきましては、返金対応いたしかねます。

17 個人情報の取り扱いについて

参加申込みにあたりご登録いただいた個人情報は、本講習の運営・目的に限って使用します。

18 その他注意事項

- ・ クロークの用意はございません。お手荷物の管理はご自身でお願いいたします。
- ・ 体温調節のしやすい服装でご参加ください。
- ・ 座席は事前指定となります。体調等配慮を必要とする事情がある場合は、令和8年2月12日（木）までに事務局までご相談ください（ご希望に添えない場合があります）。

19 お問い合わせ先

全国保育士養成協議会 事業調査課

E-mail kenkyusho@hoyokyo.or.jp

電話：03-3590-5571

以上